

# 県民税利子割

金融機関などから受け取る利子等に係る税金です。

## 利子等とは

公社債および預貯金の利子のほかに定期積金、相互掛金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。(平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。)

## 納める人

県内に所在する金融機関などから利子等の支払いを受ける人が、金融機関などを通じて納めます。

## 納める額

支払われた利子等の 5% (所得税および復興特別所得税として別に 15.315%かかります。)

## 申告と納税

金融機関などが、その支払いの際に引き落と(特別徴収)し、1ヵ月分をまとめて翌月 10 日までに申告し、納めます。

## 非課税

### ①マル優等

身体障害者や、母子家庭の方など一定の人(以下「障害者等」といいます。)に限って利用できます。  
(65 歳以上の方に対するマル優等は、平成 17 年 12 月末で廃止となりました。)

### ②財形貯蓄(勤労者)

金融機関の窓口で「非課税貯蓄申告書」を提出することになっています。

対 象	種 類	非課税限度額	内 容
① 障 害 者 等	少額預金非課税制度 (マル優)	350 万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、 公社債投資信託など
	少額公債非課税制度 (特別マル優)	350 万円	利付国債、公募地方債
	郵便貯金非課税制度	350 万円	※平成 19 年 9 月 30 日をもって郵便貯金非 課税制度は廃止されました。ただし、日本 郵政公社の民営化前に預けた非課税郵便貯 金については、非課税扱いが継続されます。
② 勤 労 者	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて 550 万円	勤労者の給料からの天引預金

## 市町への交付

県に納められた県民税利子割のうち 59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

## 県民税配当割

特定配当等（上場株式などの配当金や公募証券投資信託の収益の分配金等）の支払いを受ける際に、県民税配当割が課税されます。

### 特定配当とは

一定の上場株式等の配当のほか、公募証券投資信託の収益の分配にかかる配当、国外公募証券投資信託の配当、特定投資法人の投資口の配当などです。（平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象になります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益も、配当割の課税対象となります。）

### 納める人

上等株式等の配当等の支払いを受けるべき日現在において、福井県内に住所を有する個人。源泉徴収選択口座内に上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在、福井県内に住所を有する個人が、その株式会社などを通じて納めます。

### 納める額・申告と納税

区 分	納める額	申告・納税	(参考)所得税等
源泉徴収選択口座を利用するもの	〔〔源泉徴収選択口座内特定配当等の額〕－〔同口座内上場株式などの譲渡損失の額〕〕×5%	翌年 1 月 10 日までに証券会社などが申告し、納税します。	所得税および復興特別所得税として別に 15.315%かかります。
上記以外のもの	特定配当などの額×5%	株式会社などが、毎月分を翌月 10 日までに申告し、納税します。	

※源泉徴収口座を利用する場合、証券会社などへ源泉徴収口座への配当などの受け入れに関する届出が必要です。

※平成 25 年 12 月 31 日以前の税率については 3%です。（所得税および復興特別所得税として別に 7.147%かかります。）

### 市町への交付

県に納められた県民税配当割のうち 59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡益（年間の売買損益を通算した後の利益）について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

（平成 28 年 1 月 1 日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わります。特定公社債等とは、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

### 納める人

源泉徴収選択口座内において上場株式等の譲渡に係る対価等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在、福井県内に住所を有する個人が、その証券会社などを通じて納めます。

### 納める額

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡に係る所得等の額の 5%（所得税および復興特別所得税として別に 15.315%かかります。）※平成 25 年 12 月 31 日以前の税率については 3%（所得税および復興特別所得税として別に 7.147%かかります。）

### 申告と納税

証券会社などが、その支払いの際に引き落と（特別徴収）し、年間分をまとめて翌年の 1 月 10 日までに申告し、納めます。

### 市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち 59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。